

第54回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和3年5月28日(金) 19:00～
場所 危機管理防災センター本部会議室

1 開 会

2 知事発言

3 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生動向について
- (2) 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について
- (3) 病床確保計画・宿泊療養施設確保計画の見直しについて
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策の強化について
- (5) まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応について

4 訓 示

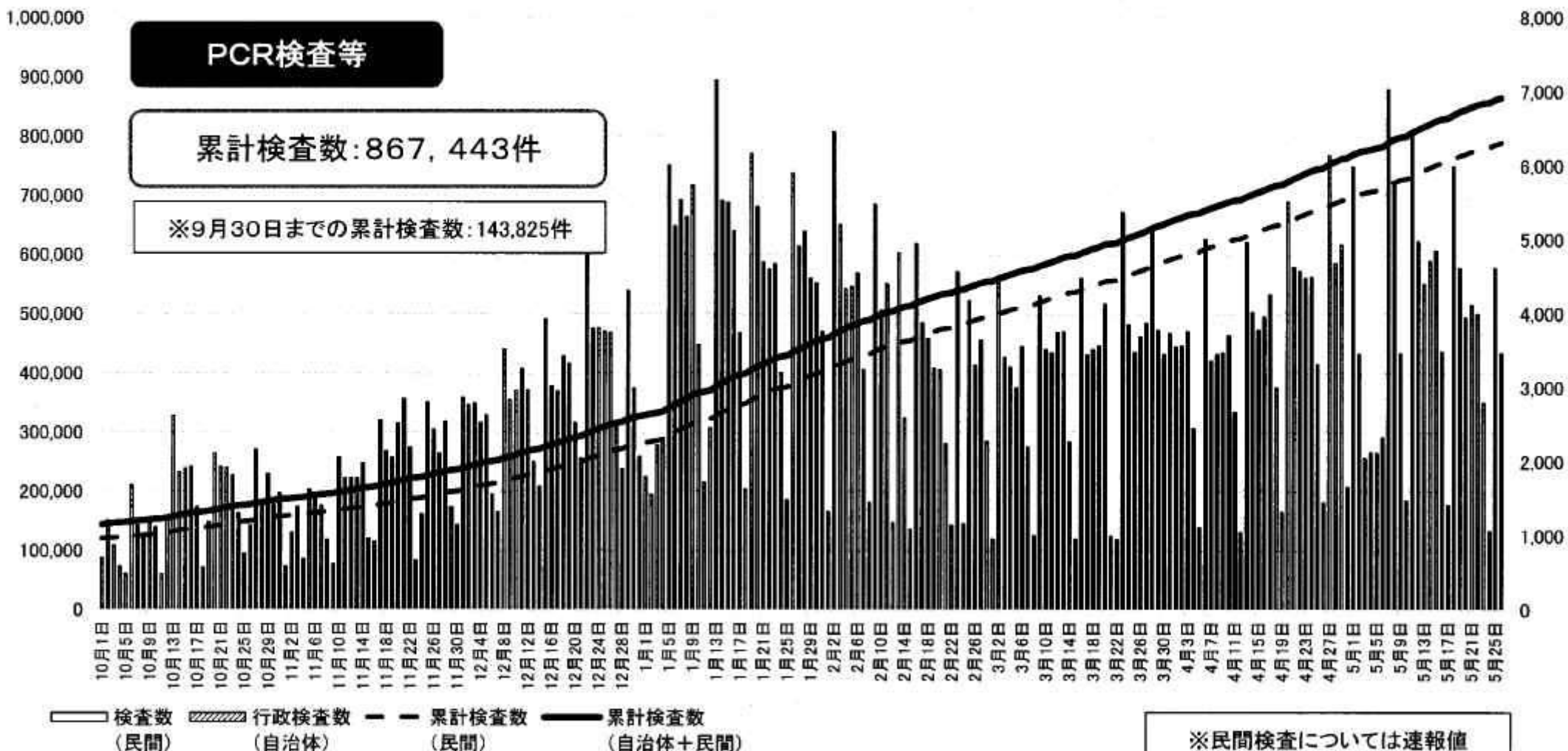
5 閉 会

第54回新型コロナウイルス対策本部会議名簿

職名	氏名	備考
知事	大野 元裕	
副知事	砂川 裕紀	
知事室長	小島 康雄	
統括参事	石曾根 祥子	代理
報道長	島田 繁	
企画財政部長	堀光 敦史	
総務部長	小野寺 亘	
県民生活部長	真砂 和敏	
危機管理防災部長	安藤 宏	
環境部長	小池 要子	
福祉部長	山崎 達也	
保健医療部長	関本 建二	
産業労働部副部長	目良 聡	代理

職名	氏名	備考
農林部副部長	唐橋 竜一	代理
県土整備部副部長	磯田 忠夫	代理
都市整備部長	村田 暁俊	
会計管理者	穴戸 佳子	
公営企業管理者	北島 通次	
下水道事業管理者	今成 貞昭	
議会事務局長	加藤 繁	
監査事務局長	矢島 謙司	
人事委員会副事務局長 兼総務給与課長	田口 修	代理
労働委員会事務局長	新里 英男	
教育長	高田 直芳	
警察本部長	原 和也	

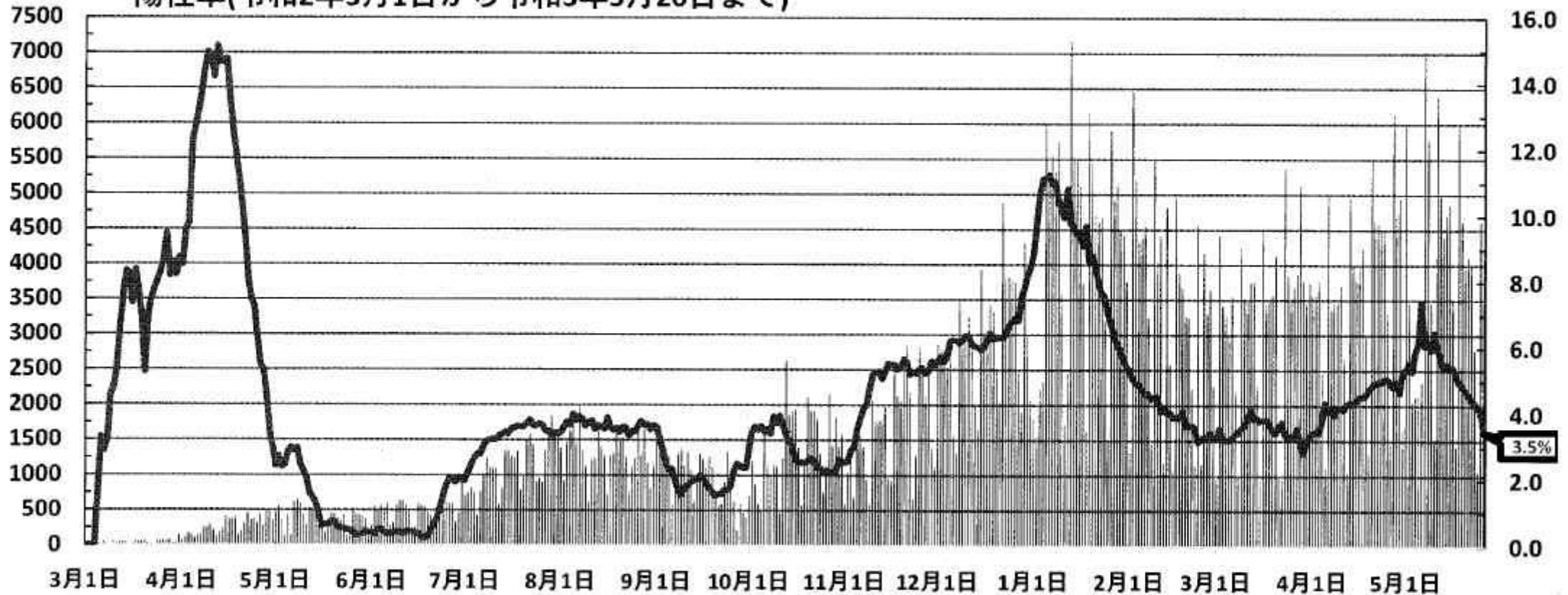
PCR検査等の現状



陽性率の推移

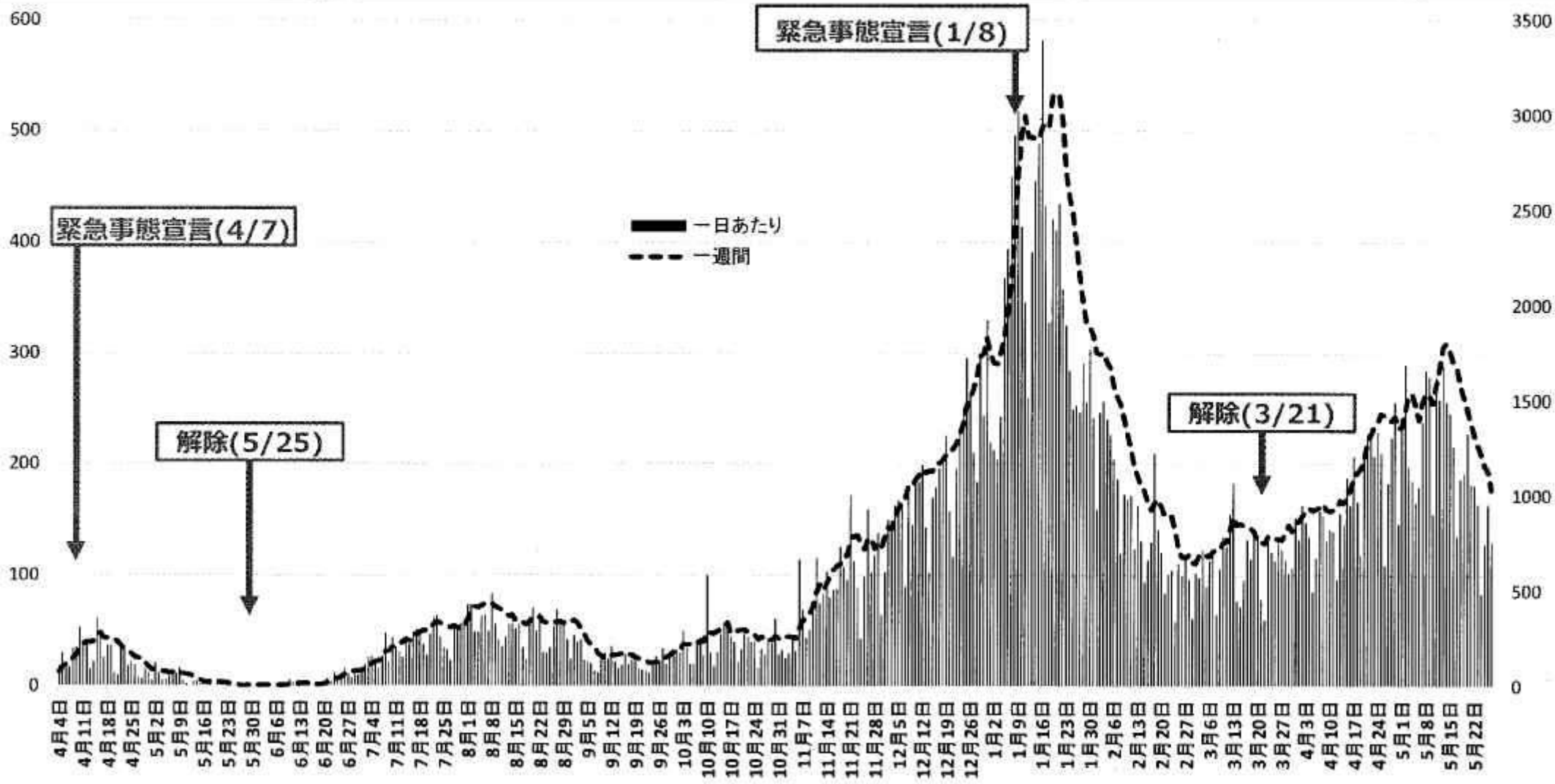
陽性率(令和2年3月1日から令和3年5月26日まで)

■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均

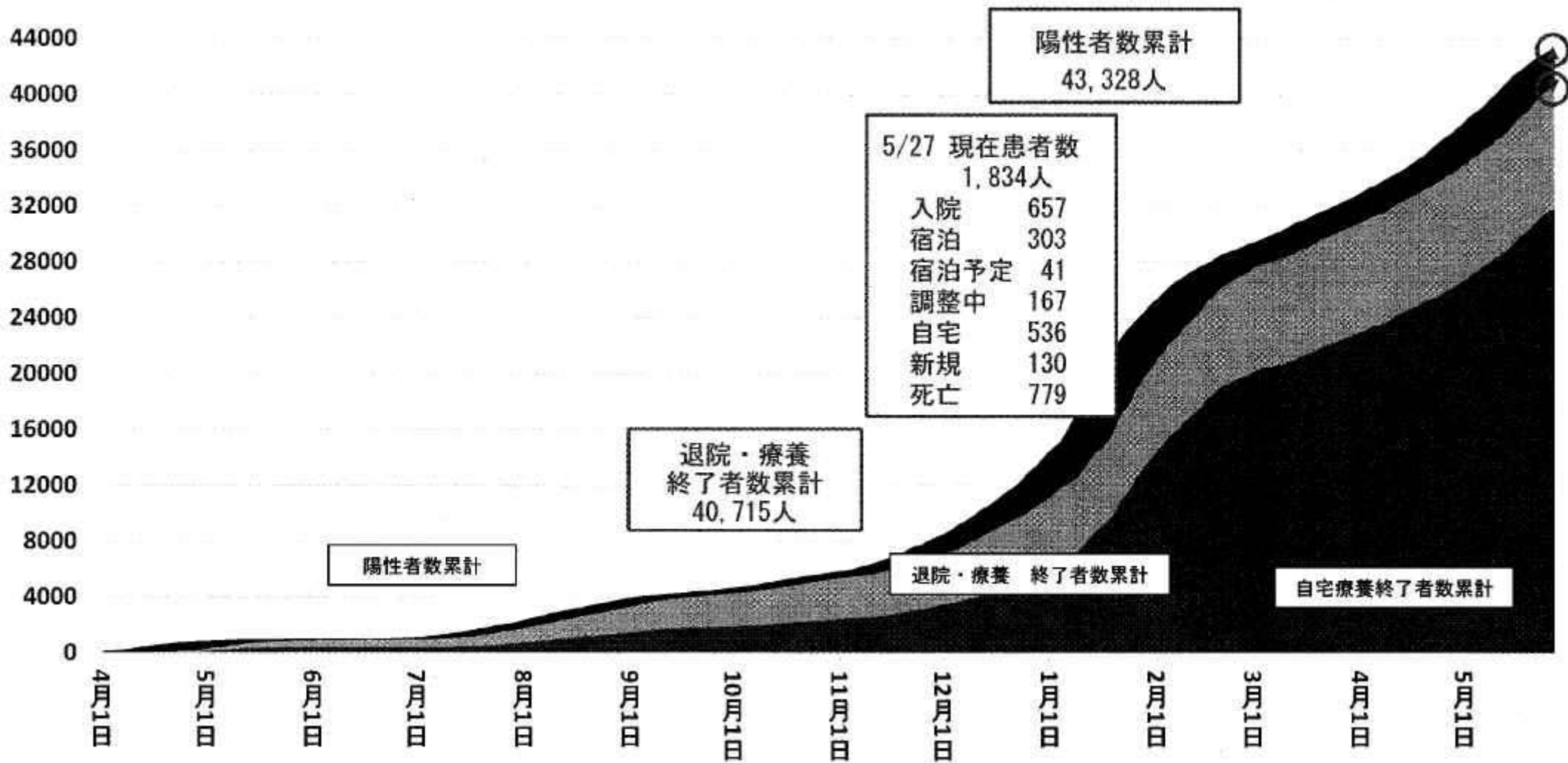


※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

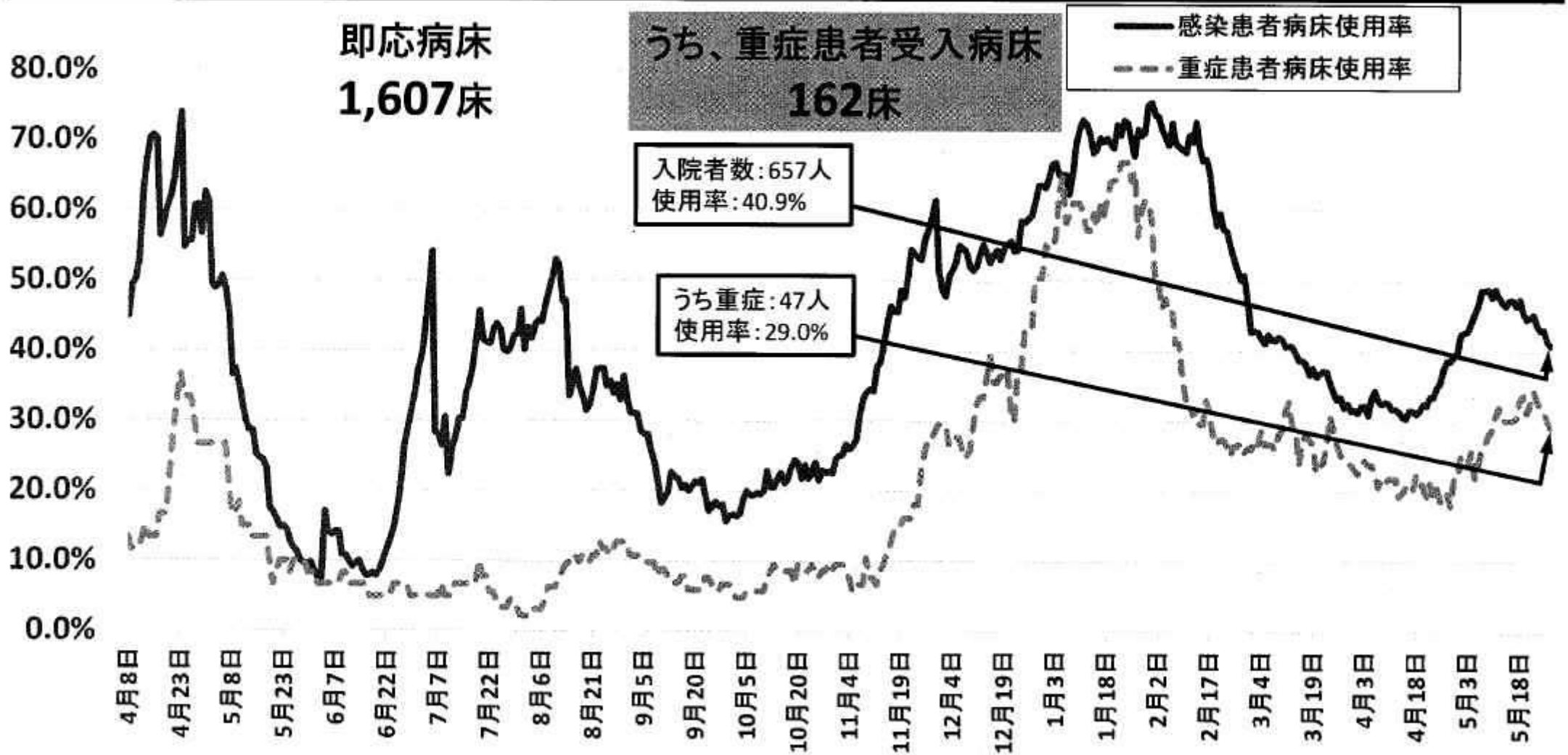
陽性者数の推移(日別)



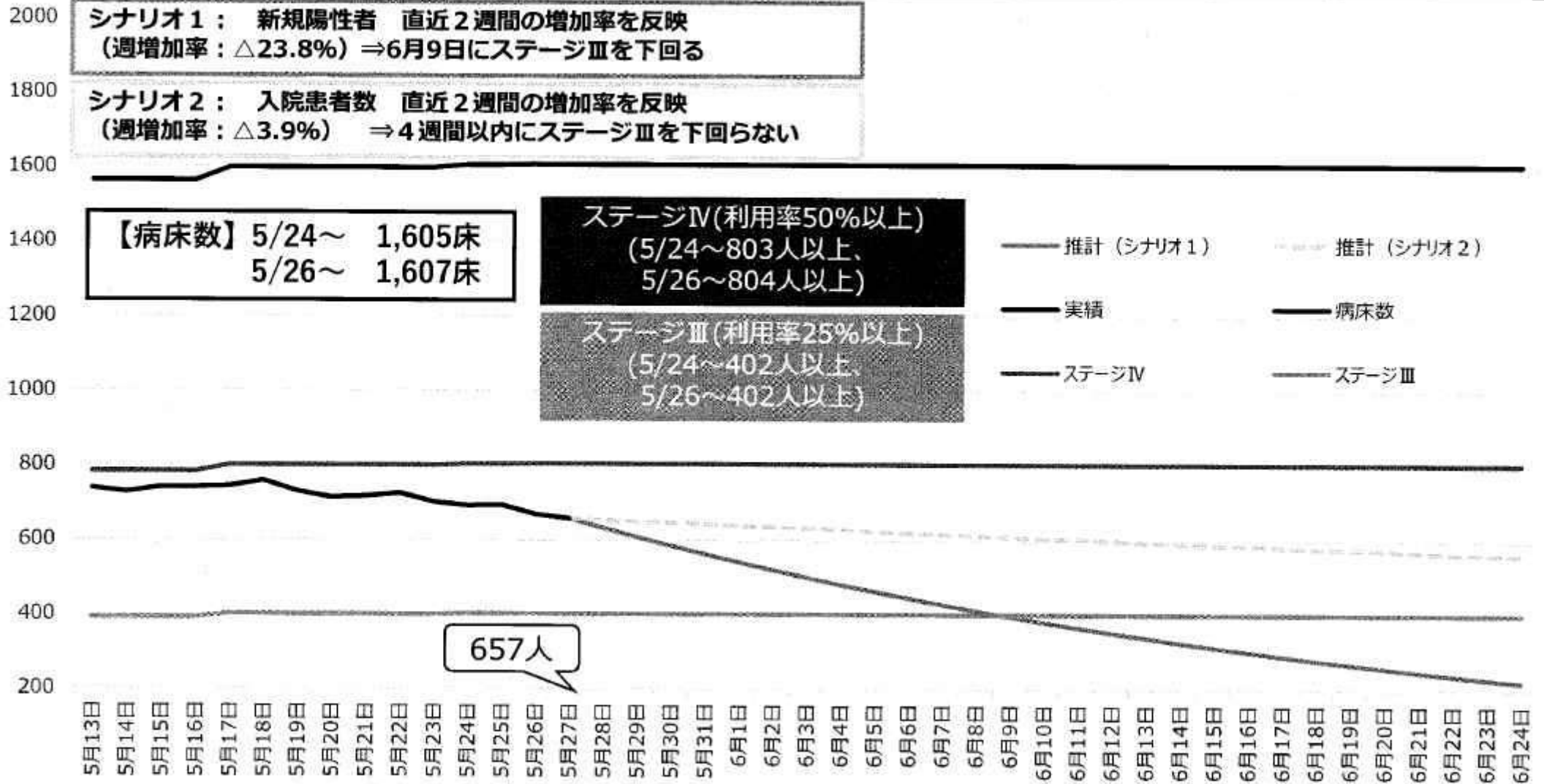
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)



病床使用率の推移

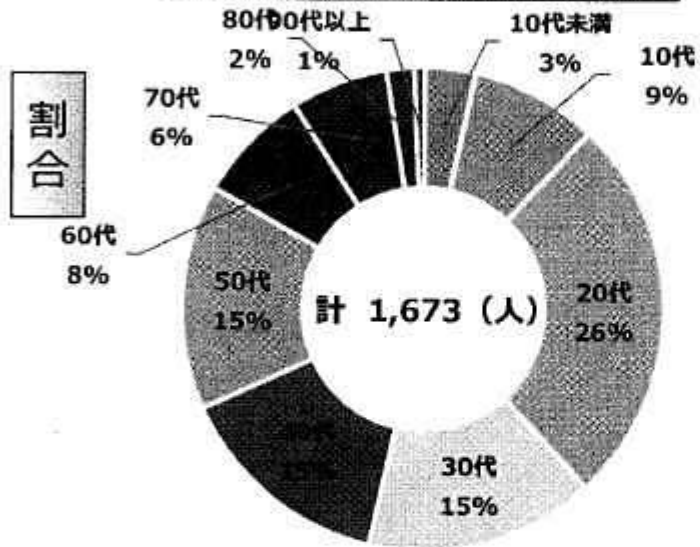


今後の入院者数推計について(5月27日時点)

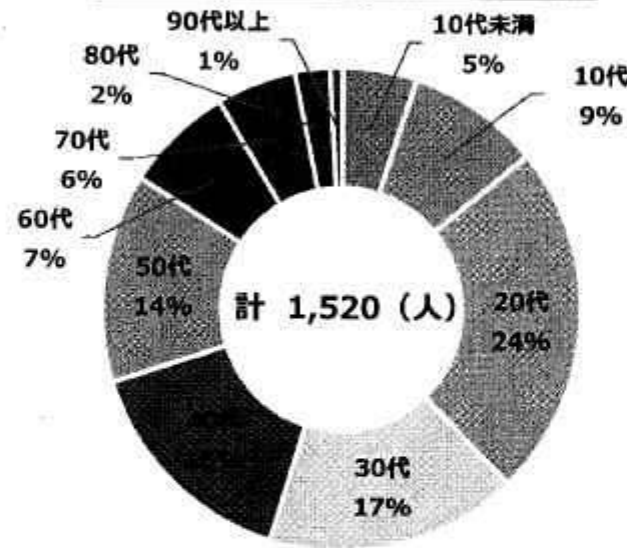


3週間の発生動向について(年齢別)

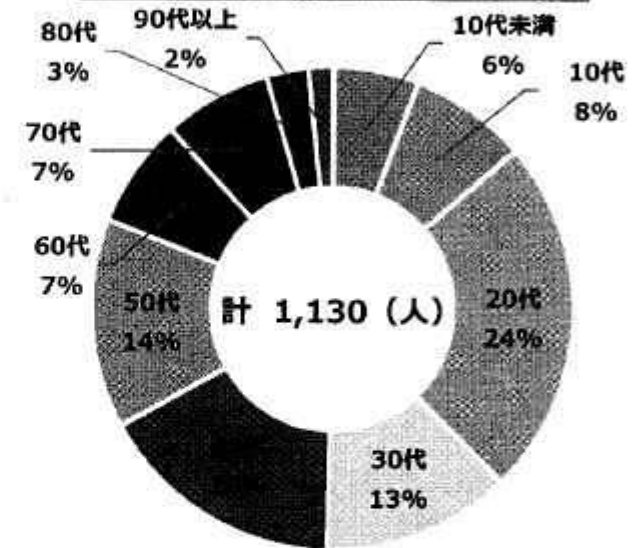
①5月6日～5月12日



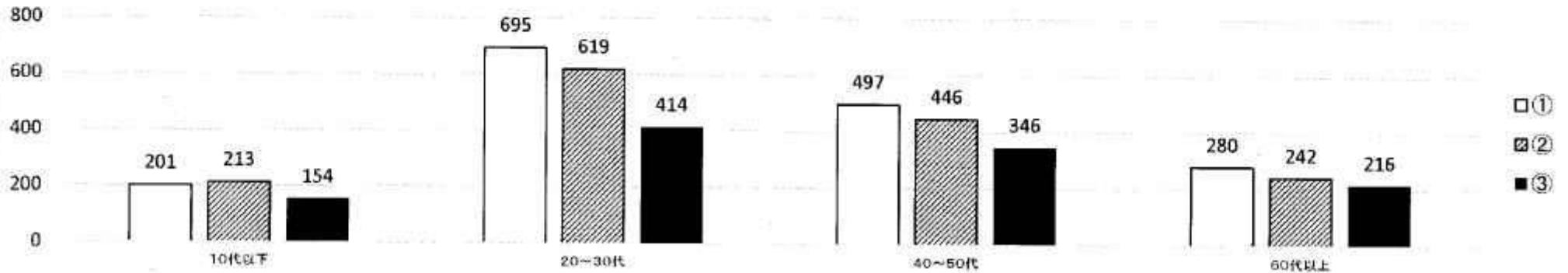
②5月13日～5月19日



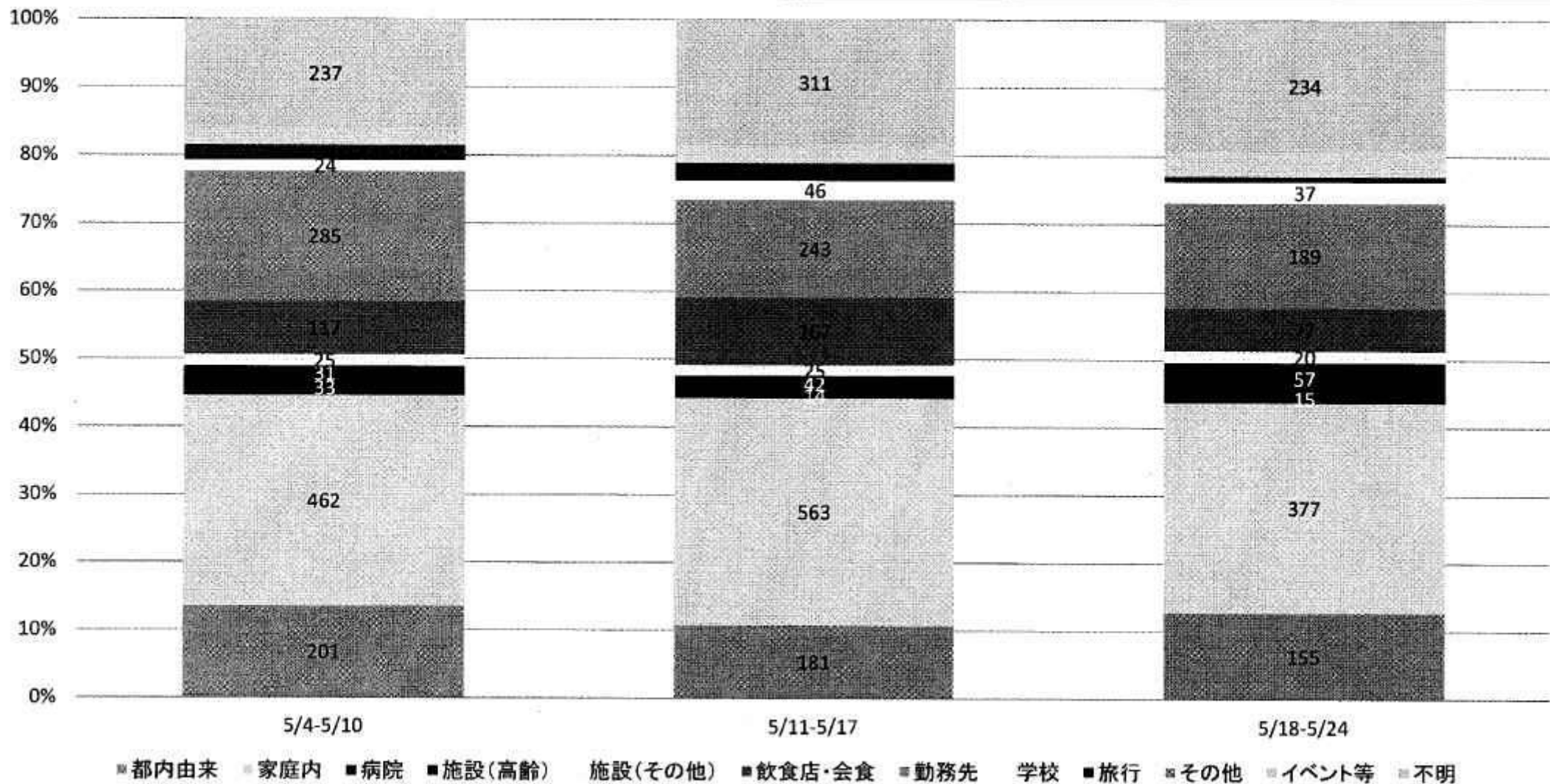
③5月20日～5月26日



実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)



人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

5月6日～5月12日



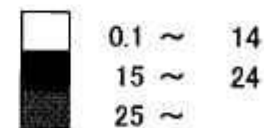
5月20日～5月26日



5月13日～5月19日



(人口10万人あたりの人数)



市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

5月6日~5月12日



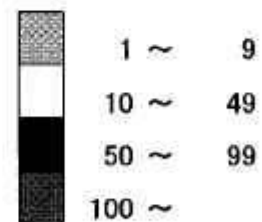
5月20日~5月26日



5月13日~5月19日



(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

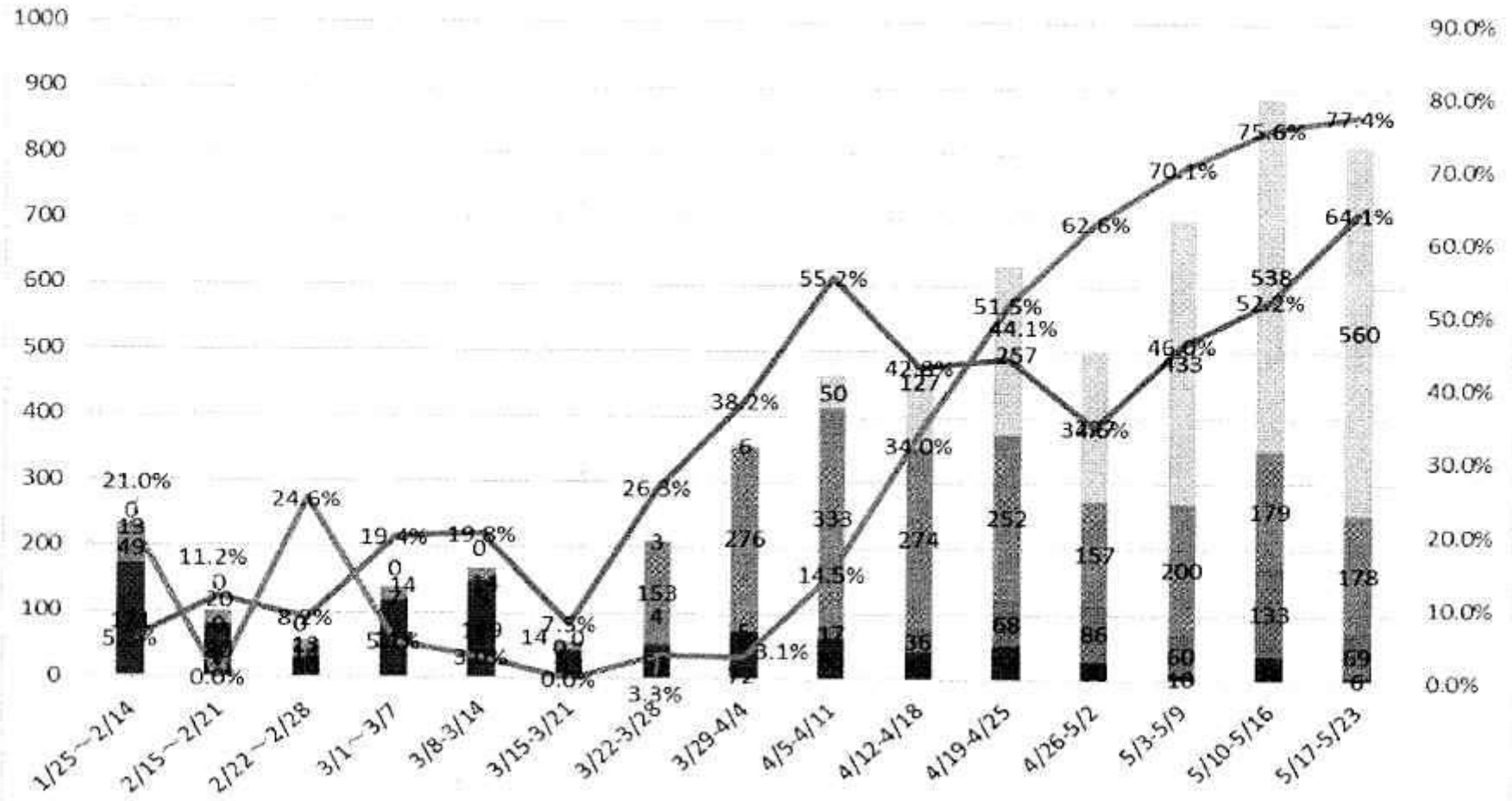
	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	5月13日	5月20日	5月27日
病床全体利用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	47.1% (737/1,564)	44.6% (713/1,597)	40.9% (657/1,607)
入院率	40%以下 (25%以下)	25.9% (737/2,849)	28.5% (713/2,504)	35.8% (657/1,834)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	30.2% (48/159)	31.3% (50/160)	29.0% (47/162)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	38.8人 (2,849人)	34.1人 (2,504人)	25.0人 (1,834人)
PCR検査陽性率 (※ 1週間の平均)	5% (10%)	5.4%	4.7%	3.5% <small>※5月26日の数値</small>
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	24.3人 (1,783人)	19.9人 (1,459人)	14.1人 (1,032人)
感染経路不明割合	50%	45.7%	48.0%	45.7%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	1.189	0.867	0.781

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

	新規 感染者数 (a)	検査 実施数 (b)	検査実施率		検査 実施率 (c) b/a	変異株PCR 陽性者数(d)	陽性率(e) d/b
			(行政)	(民間)			
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%
4/12-4/18	1,121	480	79	401	42.8%	163	34.0%
4/19-4/25	1,432	631	122	509	44.1%	325	51.5%
4/26-5/2	1,444	500	116	384	34.6%	313	62.6%
5/3-5/9	1,529	703	70	633	46.0%	493	70.1%
5/10-5/16	1,700	888	171	717	52.2%	671	75.6%
5/17-5/23	1,268	813	75	738	64.1%	629	77.4%
全検査期間 (R3.1/25~5/23)	19,398	5,801	1,510	4,290	29.9%	2,754	47.5%

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査実施状況の推移

行政検査陰性
 行政検査陽性
 民間検査陰性
 民間検査陽性
 検査実施率
 陽性率



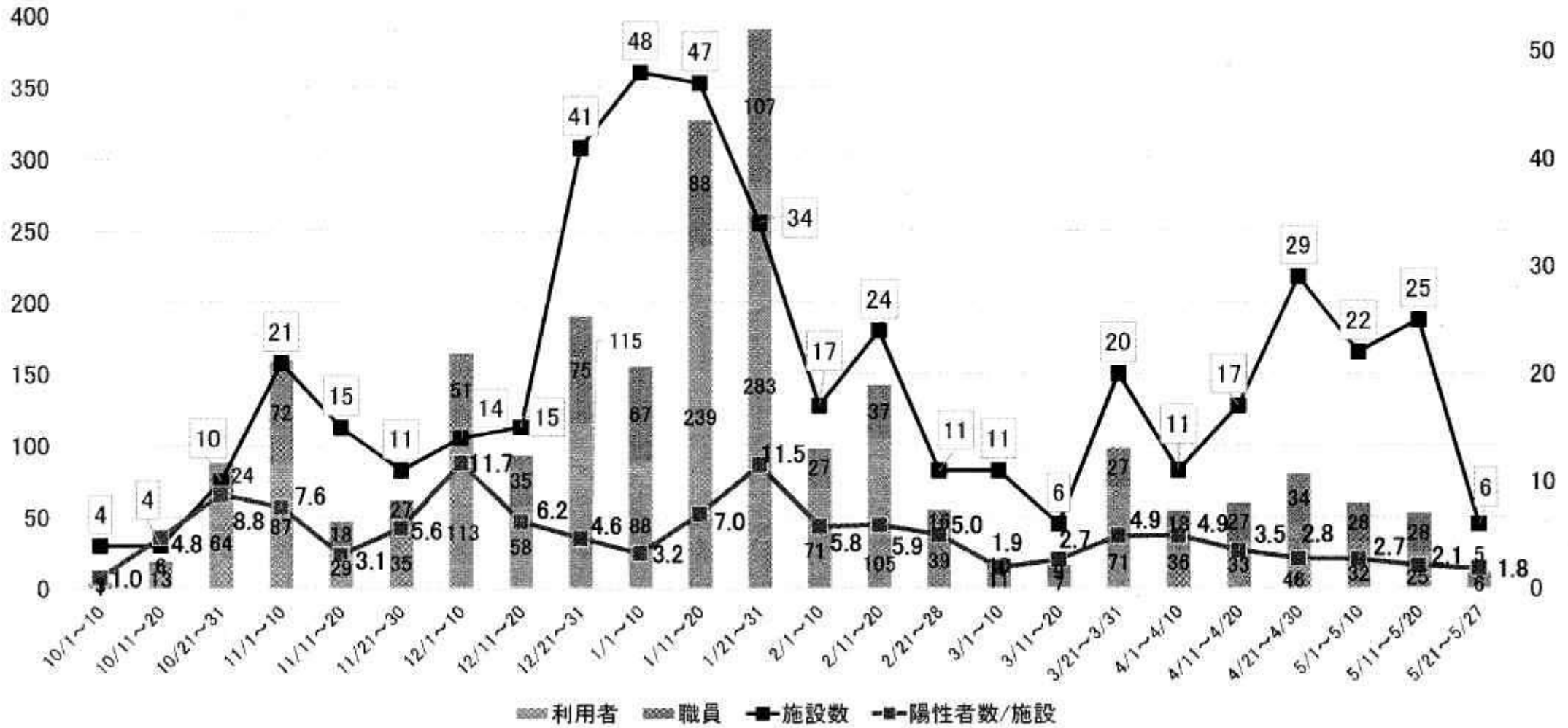
埼玉県内のゲノム解析結果

(令和2年3月16日～令和3年5月27日)

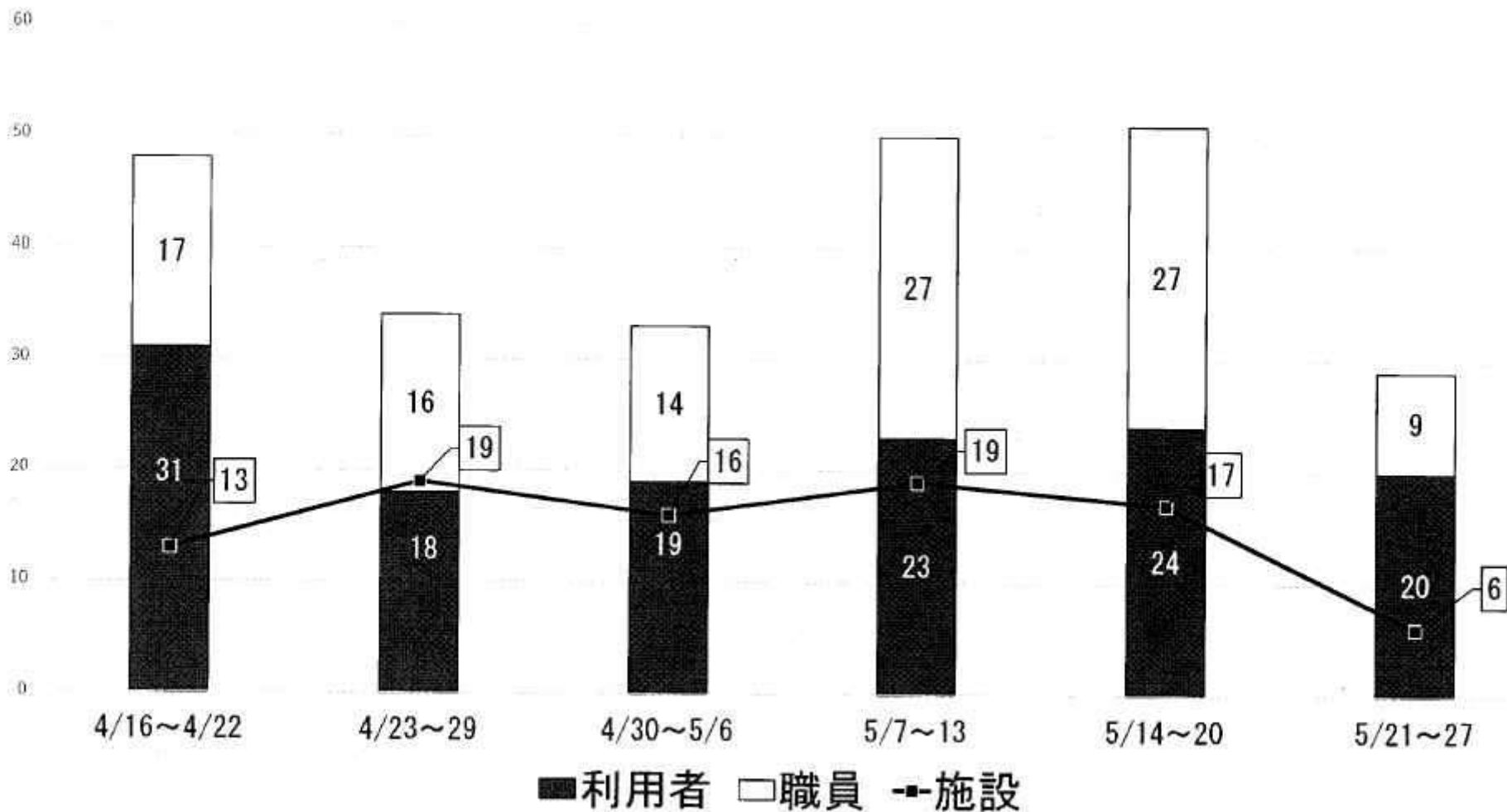
検査件数	検査件数 (件)	解析可能 件数 (件)	N501Y変異株		L452R変異株 (インド株)	E484K (件)
			英国株 (件)	南アフリ カ・ブラジ ル株 (件)		
国立感染症研究所	1,761	1,616	113	15	3	178
県衛生研究所	310	291	129	1	0	110
計	2,071	1,907	242 (12.7%)	16 (0.8%)	3 (0.2%)	288 (15.1%)

高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年5月27日現在



高齢者施設の感染発生状況(直近6週間)



埼玉県における まん延防止等重点措置等 に基づく協力要請について（案）

令和3年5月28日

本県の現在の感染状況については、緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、引き続き、感染拡大防止対策の徹底が必要な状況です。

そこで、政府対策本部の公示に基づき、埼玉県における まん延防止等重点措置 を実施すべき期間を延長し、以下のとおり協力を要請します。

1 まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定）
- ・川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町（令和3年4月24日（土）に指定）

(2) 措置区域以外

措置区域を除く、埼玉県全域

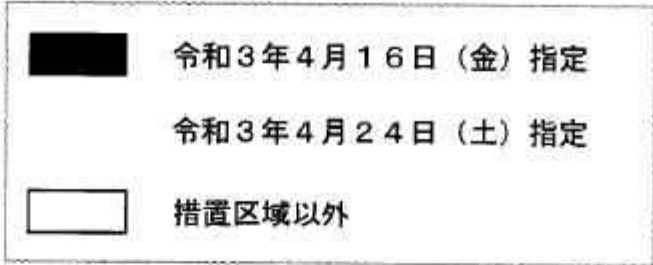
2 実施期間

措置区域及び措置区域以外共通

令和3年4月20日（火）から令和3年6月20日（日）

ただし、3及び4に掲げる要請内容等は、令和3年6月1日（火）から とする。

措置区域図（令和3年6月1日（火）～6月20日（日））



3 まん延防止等重点措置等 の内容

(1) 県民に対して

措置区域	措置区域以外
<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」という） 第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している緊急事態措置区域（東京都や大阪府など）との往來を控えるよう強く要請） ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。） ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く。）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

(2) 飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>◇ 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>令和3年6月 1日(火) 午前0時から 令和3年6月20日(日) 午後12時まで</p> <p>・ 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと)</p> <p>◇ 対象：飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く。 (感染防止対策の徹底を要請)</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>◇ 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>令和3年6月 1日(火) 午前0時から 令和3年6月20日(日) 午後12時まで</p> <p>・ 内容：営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと)</p> <p>ただし、一人、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループについては、午前11時から午後8時までに限り提供可</p> <p>◇ 対象：飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く。 (感染防止対策の徹底を要請)</p>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ・ 特措法施行令（以下「令」という）第5条の5に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 <p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底 <p>※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。</p>	
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ 	

(3) 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設の一部）に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで （映画館での上映又はイベント開催の場合は午後9時まで） ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 	<p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。
<p>◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号）</p> <p>※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 入場整理を徹底すること （繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること） 	<p>◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号）</p> <p>※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 入場整理を徹底すること （繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること）

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）
---	---

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） ・ 営業時間を午後8時まで（映画館での上映又はイベント開催の場合は午後9時まで） ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 	<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号） ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。） （第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号） ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。） （第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと）
---	---

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策の徹底、利用者への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること ・ 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること 	

<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

(4) 事業者に対して

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="197 268 674 304">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p data-bbox="197 323 1032 360">○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請</p> <ul data-bbox="237 376 2007 619" style="list-style-type: none"><li data-bbox="237 376 2007 459">・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること<li data-bbox="237 480 2007 563">・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること<li data-bbox="237 584 1323 619">・ 業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底 <p data-bbox="255 655 1592 692">※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請</p>	
<p data-bbox="197 742 405 778">その他のお願い</p> <p data-bbox="197 794 524 831">○ 職場等における対策</p> <ul data-bbox="237 847 1917 1161" style="list-style-type: none"><li data-bbox="237 847 1917 930">・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨（特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えることを含め、出勤者数の削減に努めること） <p data-bbox="255 951 1917 987">※ 経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼</p> <ul data-bbox="237 1024 1200 1161" style="list-style-type: none"><li data-bbox="237 1024 1084 1061">・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底<li data-bbox="237 1077 786 1114">・ 職場・寮における感染防止対策の徹底<li data-bbox="237 1129 1200 1166">・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ <p data-bbox="197 1198 376 1235">○ 人流抑制</p> <ul data-bbox="237 1251 1189 1287" style="list-style-type: none"><li data-bbox="237 1251 1189 1287">・ 屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く。）の夜間消灯等の推奨	

(5) 催物（イベント等）について

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請 又はその他のお願い	
<p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】5,000人</p> <p>【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする。 (ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。)</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛（飲酒の機会を設けないこと） ※ただし、イベント開催以外の場合、施設利用は午後8時まで 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛（飲酒の機会を設けないこと）</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること	

(6) 教育委員会に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請	

(7) 交通事業者に対して

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none">終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な感染防止対策を依頼	

(8) 高齢者施設等に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を受検することを要請	

4 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

措置区域	措置区域以外
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県主催イベント・行事については、原則として、中止又は延期とする。 ■ 県営公園については、飲食の自粛（単一家族や水分補給は除く。）を要請し、駐車場を閉鎖する。 ■ 県管理河川敷グラウンドなどにある駐車場の利用自粛を依頼する。 ■ 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。 <p>＜感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・飲酒（飲酒の機会を設けないこと） ・ 宿泊施設・シャワー等の使用 ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。） ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 ◇ 以下の感染防止対策を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策 ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底 ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策 ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入 ・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守 	

病床確保計画の見直しについて

○3月24日付け国事務連絡「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」に基づき、病床確保計画を次のとおり見直した。

(1) フェーズⅣ(最大確保病床)の上乗せ 及び 『感染者急増時』 の設定

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
病床数合計	140	600	1,000	1,400
重症	20	90	150	200
その他	120	510	850	1,200



変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
病床数合計	140	600	1,000	1,643	1,667
重症	20	90	150	162	201
その他	120	510	850	1,481	1,466

※「フェーズⅣ」は5月31日の即応病床見込み数、「感染者急増時」は医療機関と合意のとれた病床数（5/27集計時点）
（参考）フェーズⅣ即応病床：1,607床/重症162床（5/27時点）

宿泊療養施設確保計画の見直しについて

○3月24日付け国事務連絡「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」に基づき、宿泊療養施設確保計画を次のとおり見直した。

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ
受入室数合計	522	1,045	1,450
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上



変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	
受入室数合計	522	1,045	1,450	1,986
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上	宿泊療養者 450人以上
				2,523
				※

※病床確保計画における「感染者急増時」の体制への移行に合わせて、宿泊療養施設も感染者急増時の体制へ移行できるよう確保に努める。

新型コロナウイルス感染症対策の強化(案)

今後の感染拡大に伴う患者の急増を見据え、

- 宿泊療養・自宅療養者に対する医療提供体制を強化し、療養時の安全性を向上させる必要がある。
- 県調整本部の機能強化等により、円滑な入院調整・患者搬送ができる体制を構築する必要がある。

宿泊療養者・自宅療養者への医療提供体制の強化

- 自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務を、診療・検査医療機関等のかかりつけ医に委託。それ以外の自宅療養者の健康観察業務は、新設する宿泊・自宅療養者支援センター(仮称)に委託し、保健所は積極的疫学調査等に注力。
- 宿泊療養者・自宅療養者に対する健康観察の結果、必要に応じて、診療・検査医療機関等が電話診療等を行い、療養期間中の安全性を向上させる。

診療・検査医療機関等かかりつけ医

- ・ 軽症またはリスク要因のある患者に対する1日2回の健康観察
- ・ 必要に応じた電話診療等や薬の処方



宿泊・自宅療養者支援センター(仮称)

- ・ 無症状かつリスク要因のない自宅療養者に対する1日2回の健康観察
- ・ 体調不良者等の相談受付(24時間対応)
- ・ 症状が悪化した患者を診療・検査医療機関に取り次ぎ

県調整本部と患者搬送体制強化

- 入院調整を行う看護師を増員
8時30分から22時までの間で勤務時間を割り振り。
※夜間帯はオンコール対応
- 患者急増への対応や、容体の落ち着いた患者の転院搬送等、搬送体制を強化するため、搬送車両を倍増



ピーク時の患者搬送にも対応できる体制を構築

リスク表(入院調整用)

	項目	スコア
検査所見 及び症状	酸素飽和濃度 (SpO ₂) ≤ 93%	6点
	< 96%	2点
	肺炎像 (X-P・CT) が広範囲 (両肺かつ2分の1以上)	6点
	広範囲ではない	2点
	37.5度以上の発熱が6日以上持続 (又は38度以上が3日持続) *発熱は、解熱剤使用の有無を問わず持続している場合を指す。	6点
	呼吸苦又は激しい咳症状の持続	4点
	強い倦怠感 (食欲不振や下痢等で脱水を伴っている可能性が高い場合)	2点



分類	リスク因子	スコア
基礎 疾患 等	妊娠 37週以降の妊婦	7点
	透析	
	免疫抑制剤使用中	
	悪性腫瘍に罹患して治療中	
	65歳以上	2点
	肥満 (≥BMI30)	2点
	造血幹細胞移植・骨髄移植・原発性免疫不全・ HIV (CD4<200μL)	2点
	糖尿病 (ただし、コントロール不良時 (HbA1c>8.0%) は 「3点」とする)	2点 (3点)
	睡眠時無呼吸症候群 (SAS)	2点
	慢性呼吸器疾患 (気管支喘息含む)	2点
	重症の心血管疾患 (冠動脈疾患、心筋症など心不全を伴う)	2点
	高度慢性腎臓病 (GFR30未満が目安)	1点
	コントロール不良高血圧	1点



	項目	スコア
その他	男	1点
	単身者	1点

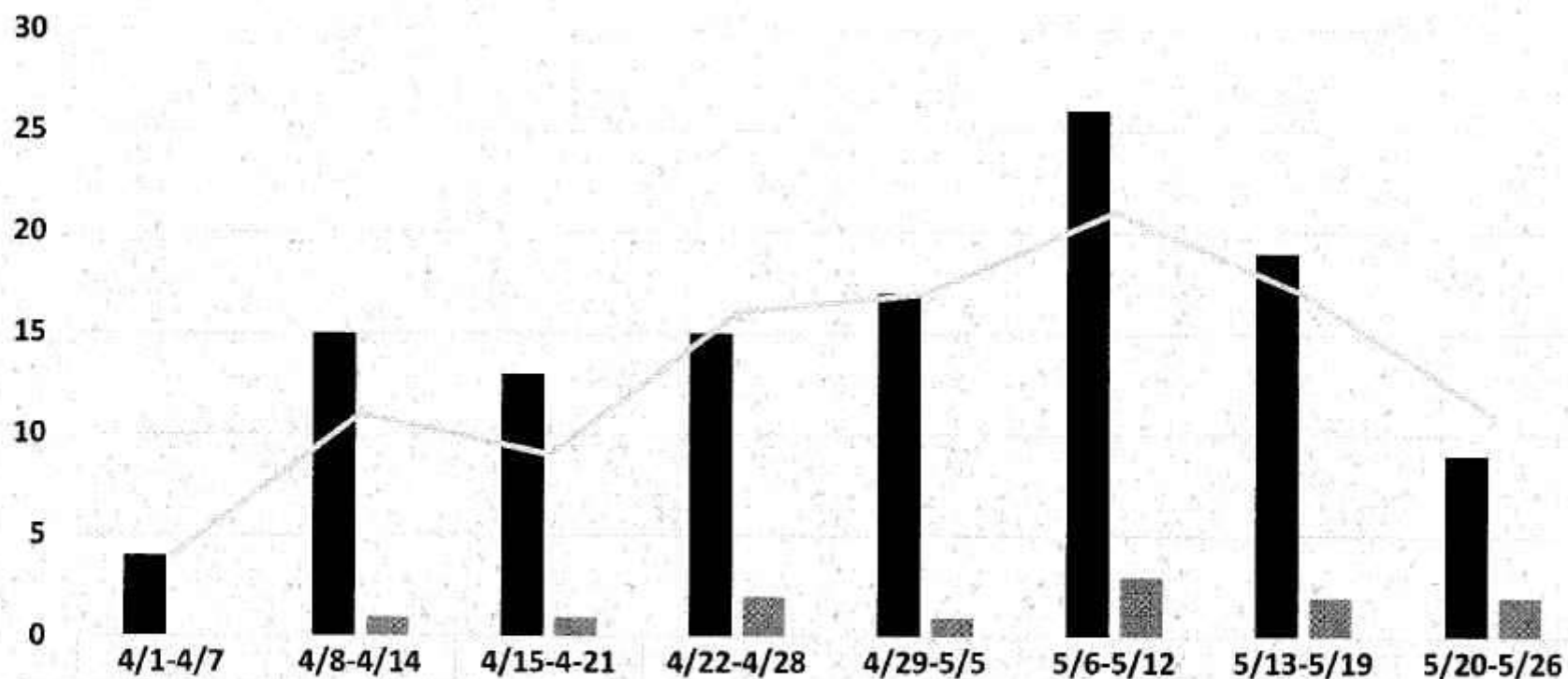
有症状かつスコア合計1点*以上は入院調整対象
*ただし、「その他」のみ点数が入る場合は、対象外とする。

病床使用率60%以上となった場合は6点以上が入院調整対象

ただし、スコアの点数によらず医師が入院を必要と判断する場合は入院調整を行う。

県立高校における新型コロナウイルス感染状況

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）



■ 生徒(人)	4	15	13	15	17	26	19	9
■ 教職員(人)	0	1	1	2	1	3	2	2
— 学校(校)	4	11	9	16	17	21	17	11

まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応

対応案

①	感染予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察の更なる徹底(体調不良の際は登校させない) 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用 授業等は十分な感染症対策の下で実施 食事中の会話禁止(会話は食事後にマスク付けてから) ※県看護教諭会と連携した感染防止対策案作成
②	登下校時の3密の回避	<ul style="list-style-type: none"> 電車及びバス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施
③	修学旅行等の泊を伴う校外行事	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断 感染防止対策の更なる徹底 <ul style="list-style-type: none"> ※ 事前・旅行中の健康管理の徹底 ※ 食事・宿泊時等の対策の徹底
④	児童生徒の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 教職員に対し、改めて適切な対応を指導 相談窓口の周知徹底
⑤	家庭へのお願い	規則正しい生活習慣の徹底、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅、会食等の自粛など

⑥ 部活内感染防止の取組

- **初発対応の強化による拡大防止の徹底**
陽性者発生時の学校に対する早期介入・支援
- **専門家の学校訪問による感染防止対策の支援・助言**
県内各学校へのフィードバック 各学校における実効性のある対策強化
- **更衣場面・下校時等部活動以外における感染防止の行動を徹底**
- **飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は行わない**
- **家庭における感染防止対策の更なる徹底**

活動日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
平日2日以内 90分程度	禁止	禁止

※対外運動競技大会・コンクール等に出場する場合は、怪我・事故防止の観点から、県の部活動方針に基づく活動を大会等14日前から認める。
※必要に応じて熱中症事故防止の観点による上記に加えた活動日を試行。

～ 市町村教育委員会への要請 ～ ① 感染予防の徹底 ③ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応 ④ 児童生徒の心のケア ⑤ 家庭へのお願い